

平 2 7 教 安 体 第 8 8 6 号  
平成 2 8 年(2016 年) 3 月 2 8 日

各 県 立 高 等 学 校 長 様  
県立高森みどり中学校長 様  
県立下関中等教育学校長 様  
県立特別支援学校長 様

教 育 長

山口県学校警察間相互連絡制度「やまぐち児童生徒サポートライン」  
について (通知)

本件における学校と警察の連携については、これまで、平成 1 6 年 2 月 2 7 日付け教指第 1 7 2 7 号「やまぐち児童生徒サポートライン」及び教指第 1 7 2 7 号「学校から警察への連絡に関する具体的事案 (ガイドライン)」により、平成 1 6 年 4 月から、各学校や各警察署の判断に基づき、地域の実情に応じた取組がなされてきたところです。

しかしながら、近年、全国的に児童生徒の生命を脅かすような重大事案が発生するなど、生徒指導上の諸課題が多様化、深刻化している現状を踏まえ、本年 3 月 1 8 日、県教育委員会と県警察本部とが、双方の責任体制や連絡基準等を明確にした相互連絡制度「やまぐち児童生徒サポートライン」(以下、「サポートライン」という。)に関する協定を締結し、公表することにより、県民の理解の下、学校や家庭だけでは指導が困難な児童生徒の問題行動・非行及び被害の防止並びに安全の確保を図ることとしました。

つきましては、別添協定書の趣旨を踏まえ、本連絡制度が適正に運用されますよう配意願います。また、運用に当たっては、下記の事項に留意し、有効かつ円滑に実施されるようお願いいたします。

記

- 1 協定及び連絡基準  
別添「サポートライン」協定書及び「サポートラインにおける連絡基準」のとおり
- 2 施行年月日  
平成 2 8 年 4 月 1 日
- 3 連携機関  
山口県警察本部、県内各警察署  
山口県教育委員会、県内各県立学校
- 4 連携の内容  
連携機関は、一般的な情報交換はもとより、児童生徒の問題行動等及び被害の防止並びに安全の確保に係る具体的な情報を相互に連絡するものとし、必要に応じて、関係する警察署及び学校と協議を行い、連絡の対象事案に係る具体的な対策を講ずるものとする。

## 5 連絡の対象

### (1) 学校と警察署の相互の連絡対象事案

ア 不審者や校地内侵入者等に係る事案

イ スマートフォン等の機能やインターネットを利用した事案で、特に早期対応が必要と認められる事案

(ア) スマートフォン等の機能やインターネットを利用した事案で、児童生徒が犯罪の被疑者又は被害者となった、あるいはなるおそれがある事案

(イ) スマートフォン等の機能やインターネットを利用した事案で、児童生徒が犯罪の被疑者又は被害者ではないが、「いじめ」などの対象となっている事案

ウ その他特に学校と警察が連携した早期対応が必要と認められる事案

(ア) 児童虐待や自殺予告など、児童生徒の被害の防止及び安全の確保のために連携が必要と認められる事案

(イ) 事案の内容等から、児童生徒の問題行動等の防止のための連携した対応が必要と認められる事案

### (2) 警察署から学校への連絡対象事案

警察で取り扱った児童生徒の非行防止及び被害防止並びに安全の確保のため、学校との連携が必要と認められる事案

ア 逮捕事案（報道発表しない事案については、捜査に支障のないものに限る）

イ 逮捕事案以外の犯罪・触法事案について、次の事由等により、学校と連携して早期かつ継続的に対応することが必要と認められる事案

(ア) 事案の内容が悪質な場合

(イ) 事案の原因、動機が、学校、交友関係にある場合

(ウ) 対象の児童生徒が、学校内外において粗暴行為を敢行する非行集団の構成員である場合

(エ) 同一非行に関わる対象の児童生徒が、複数に及ぶ場合

(オ) 対象の児童生徒の影響が、他の周辺児童生徒に及ぶ場合

(カ) 義務教育中の児童生徒にあって、特に早期対応が必要と認められる場合

ウ 不良行為等を繰り返し、保護者の監護に服さないなど、ぐ犯性が強い事案

エ 児童生徒が犯罪等の被害に遭った事案で、被害者支援のため、特に連携が必要な場合

### (3) 学校から警察署への連絡対象事案

学校内外における児童生徒の問題行動等及び被害の防止並びに安全確保のため、警察との連携が必要な事案

ア 学校が認知したいじめの中で、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、対象の児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合

イ 生徒間暴力、対教師暴力等により、周囲の児童生徒及び教職員等が被害を負い、指導にも関わらず、周囲に危険が予測される場合

ウ シンナーの吸引等の薬物乱用により、対象の児童生徒の生命の安全、及び周辺児童生徒に危険が予測される場合

エ 暴走族等の構成員となり、対象の児童生徒の安全確保、及び周辺児童生徒の被害の防止のため、特に連絡が必要な場合

オ 児童生徒が、連続して欠席し連絡が取れない中で、又は学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれのある場合

【いじめ・暴力行為・被害に遭うおそれのある場合の連絡基準】

いじめ	○ 強制わいせつ、傷害、暴行、強要、窃盗、恐喝、器物損壊等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案であって、学校だけでは解決が難しく、学校における安全配慮義務の観点から警察の協力が必要な場合（※ 参照「平成24年11月6日付け平24教安体第626号」）
生徒間暴力	○ 被害児童生徒にけがや骨折等が認められ、医療機関の診断・治療が必要な場合（※ 連絡前に被害児童生徒の保護者の承諾を得る） ○ 教職員の制止にもかかわらず暴力行為を止めず、興奮状態が継続しさらなる危険が予測される場合
対教師暴力	○ 被害教職員にけがや骨折等が認められ、医療機関の診断・治療が必要な場合 ○ 被害の程度にかかわらず、日常的に教職員の指導に従わず、胸ぐらをつかむ、ものを投げる、殴る、蹴るなどの暴力行為が繰り返される場合
器物損壊	○ 故意に器物を損壊させ、行為に対する自省が見受けられない場合 ○ 損壊の程度に関わらず、日常的に暴力行為が繰り返され、周囲に危険が予測される場合
被害に遭うおそれ	○ 所在不明の場合、家庭の協力が得にくく連絡が取れない場合、学校外の集団（成人が主な構成員であると思われるものも含む。）との関わりがある場合、欠席が続き、家庭と連携はできているが、保護者等が十分に児童生徒の状況を把握できない場合（※ 県教委と十分連携した上で判断する）

6 連絡の判断

連絡の必要性については、対象事案を取り扱った警察署長及び学校長が、それぞれの事案について判断するものとする。

7 連絡方法等

連絡の方法等については、原則として次により適切に行うものとする。

- (1) 連絡責任者は、対象事案を取り扱った警察署長及び学校長とする。
- (2) 連絡の方法は、連絡責任者又は連絡責任者が連絡担当者として指定した者（生徒指導主任等）が、面接又は電話により速やかに行うものとする。
- (3) 連絡の時期は、警察においては、逮捕事案は逮捕後、任意事案は全容が解明し正確な情報となった時点又は送致・通告した時点、被害防止に係る緊急情報については直ちに、学校においては、校長が警察への連絡が必要と判断した時点で、面接又は電話により速やかに行うものとする。
- (4) 連絡の範囲は、対象事案の概要、当該事案に係る児童生徒の問題行動等及び児童生徒の被害の防止並びに安全の確保に資するために必要な情報とする。
- (5) 警察署が管轄外に所在する学校に在籍する児童生徒に係る事案を取り扱った場合は、警察署から該当する学校へ連絡するものとする。

8 秘密保持の徹底

連絡した情報については、秘密の保持を徹底し、本制度の目的と趣旨を逸脱した取扱いを禁ずるものとする。

## 9 留意事項

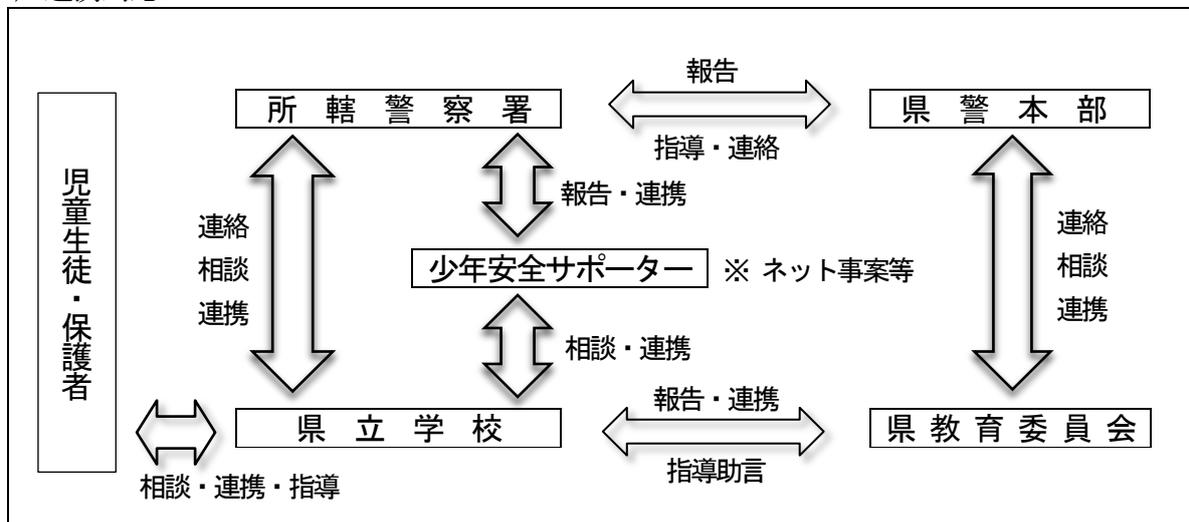
連携機関との相互信頼を保持し、本制度を有効かつ円滑に機能させるため、以下の事項に配慮するとともに、連携対応フローを参考に運用すること。

- (1) 連絡を行う情報については、事実に基づき、正確を期すること。
- (2) 対象事案に関係した児童生徒への処遇に当たっては、健全育成を推進するという本制度の趣旨を踏まえ、真に教育効果をもった適正な措置を行うこと。
- (3) 高等学校においては、本協定に基づく相互連絡の情報のみによって、対象事案に係る生徒への不利益な懲戒処分がなされることのないよう、平成16年1月21日付け教指第1516号通知「懲戒処分の適正手続きについて」に基づいた適正な指導を行うこと。

特に、退学処分については、生徒の身分を剥奪する重大な措置であることから、事前に県教委に報告し、緊密な連携を図ること。

- (4) 問題が発生してから連携するのではなく、日頃から十分な意思の疎通を図り、相互の連絡に対して迅速・的確に対応できる体制を整備するとともに、合同街頭巡視や少年リーダーズ活動、県警が10市教委に配置している少年安全サポーターとの連携、また、所轄警察署と連携した各地区別高等学校等生徒指導連絡協議会の開催等、児童生徒の健全育成に係る取組を推進すること。
- (5) 児童生徒や保護者に対し、本制度の施行についての周知を図り、その趣旨や目的等の理解を得るとともに、本制度の運用にあたっては、対象事案に係る児童生徒の保護者の理解と緊密な連携の下、指導を行うこと。
- (6) 学校内外における周辺児童生徒への影響等を考慮し、個々の事案に応じた適切な事後処置が講じられるよう配慮するほか、児童相談所など本協定における連携機関以外の関係機関とも適切な連携を図ること。

### (7) 連携対応フロー



学校安全・体育課  
学校安全管理班